

# ファトカ 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国税務義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国税務義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明<sup>(注1)</sup>に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国税務義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国税務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

## FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

### FATCAの確認手続きとは？

クレディ・アグリコル生命は、お客さまが所定の米国税務義務者(米国民、米国居住者)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- クレディ・アグリコル生命所定の書面により、所定の米国税務義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- お客さまが所定の米国税務義務者であるかを確認するため、各種証明書類<sup>(注2)</sup>をご提示またはご提出いただく場合があります。

(注2) 運転免許証、パスポート、健康保険証 など

なお、お客さまが所定の米国税務義務者である場合、上記に加えて、「**W-9兼米国歳入庁への報告に関する同意書**」をご提出いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

### 報告対象となる米国税務義務者とは？

以下の個人のお客さまが対象となります。

#### ◆特定米国人

- ・米国民
- ・米国居住者<sup>(注3)</sup>

(注3) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

### FATCAの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、死亡保険金、年金の支払等の取引発生時
- 米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人」に該当することとなった場合は、90日以内にクレディ・アグリコル生命までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、クレディ・アグリコル生命は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは保険金請求時において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

FATCAに基づき、クレディ・アグリコル生命が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。